

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第47条 各受給者は、 <u>令和</u> の偶数年の9月において、前条第1項に規定する書類を隔年提出しなければならない。	第47条 各受給者は、 <u>平成</u> の偶数年の9月において、前条第1項に規定する書類を隔年提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。